（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定求職者雇用開発助成金） **第六条の二**　（略） ２　特定求職者雇用開発助成金の額は、前項第一号に該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円（中小企業事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。）にあつては、六十万円）（厚生労働省職業安定局長の定める基準に満たないときは、厚生労働省職業安定局長の定める方法により算定した額）とする。 ３～14　（略）	（特定求職者雇用開発助成金） **第六条の二**　（略） ２　特定求職者雇用開発助成金の額は、前項第一号に該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円（中小企業事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。）にあつては、六十万円）とする。 ３～14　（略）

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等） **第七条の二**　（略） ２　（略） ３　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等（建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　（略） 二　次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体に応じて、当該イからハまでに定める額 イ　前号イに該当する建設事業主　次に掲げる額の合計額（一の事業年度につき、その額が二百万円を超えるときは、二百万円） (1)　（略） (2)　前号イ(5)に掲げる事業に係る雇用管理研修等を受けさせた労働者一人につき、八千五百五十円（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、一万五百五十円）に、当該雇用管理研修等を受けさせた日数（一の雇用管理研修等について六日分を限度とする。）を乗じて得た額 ロ・ハ　（略） ４　（略）	（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等） **第七条の二**　（略） ２　（略） ３　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等（建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　（略） 二　次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体に応じて、当該イからハまでに定める額 イ　前号イに該当する建設事業主　次に掲げる額の合計額（一の事業年度につき、その額が二百万円を超えるときは、二百万円） (1)　（略） (2)　前号イ(5)に掲げる事業に係る雇用管理研修等を受けさせた労働者一人につき、七千六百円（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、九千六百円）に、当該雇用管理研修等を受けさせた日数（一の雇用管理研修等について六日分を限度とする。）を乗じて得た額 ロ・ハ　（略） ４　（略）